

企業法

本試験

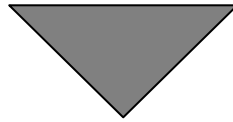
問題 8 株式会社の機関に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5 点)

～ 略 ～

エ. 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない。

《解答 8》

エ. 本肢の記述は正しい。指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない（327 条 6 項）。



短答公開模試

問題 7 株式会社の機関設計に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

～ 略 ～

イ. 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない。

《解答 7》

イ. 正 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない（327 条 6 項）。